

平成 21 年度認証評価受審について

1. 認証評価について

認証評価制度は、大学における教育研究等の質を継続的に保証していくため、大学が文部科学大臣の認証する評価機関の定期的な評価を受ける制度です。平成 16 年 4 月より 7 年以内に評価を受けることが学校教育法で義務付けられており、本学は今年度受審しております。

認証評価機関には 3 つあり、大学が自主的に選定します。本学は「大学評価・学位授与機構」を選定しました。

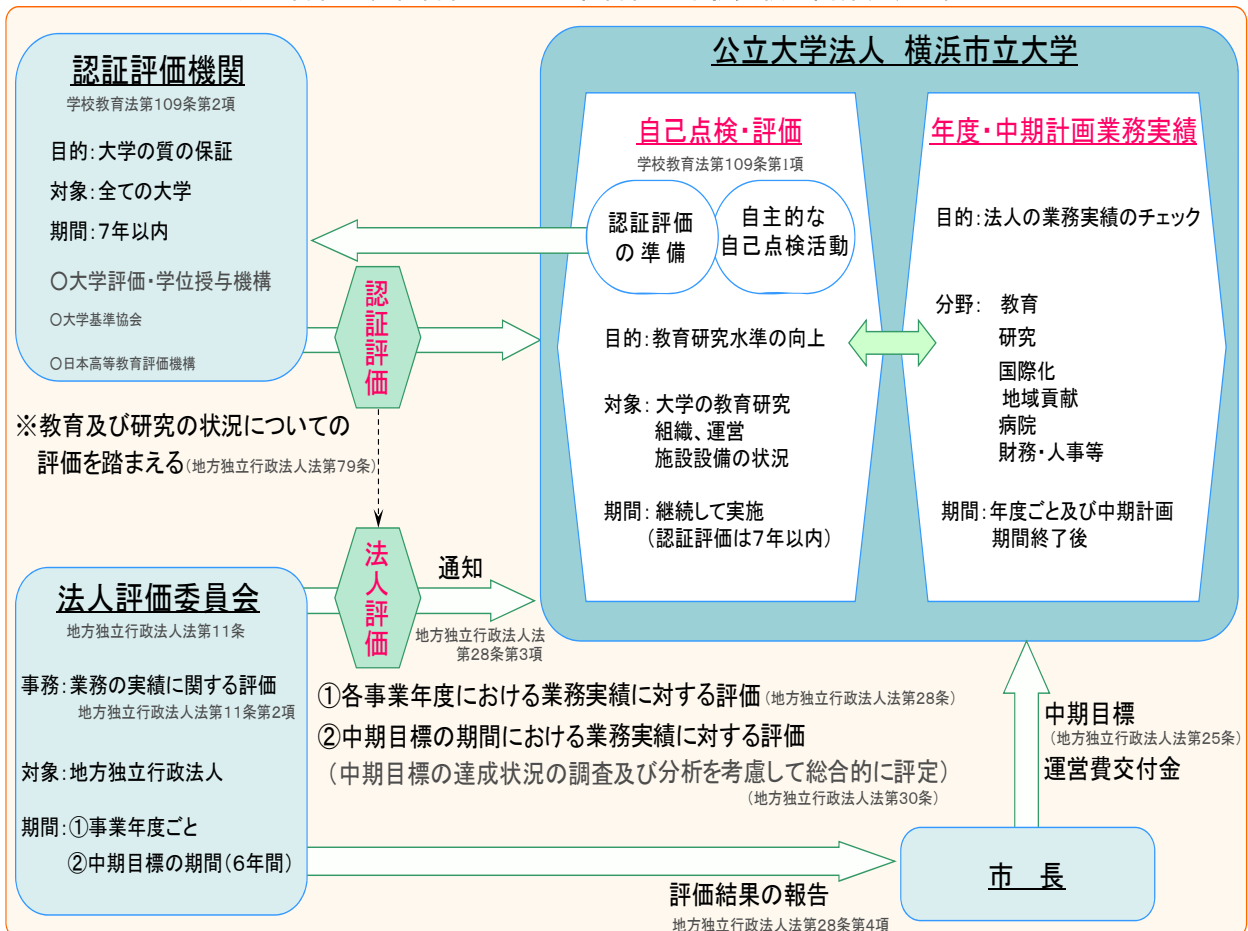
(認証評価制度成立の背景)

大学の質を社会に保証する必要性と国の規制緩和の流れにより、大学の競争力・自由度を高めるため設置認可を弾力化し、設置後の状況を第三者が客観的な立場から継続的に評価し、大学の自主性・自立性を踏まえた新たな質の保証システムを構築する必要性がありました。その結果、平成 16 年 4 月より認証評価の受審が義務化されることとなりました。

2. 法人評価との関係

公立大学法人は法人評価（中期目標期間の 6 年間終了時）の際に、「教育研究に関しては認証評価を踏まえる」（地方独立行政法人法第 79 条）こととされています。認証評価は中期計画・法人評価とも重要な関係にあります。

法人評価・認証評価・自己点検評価・業務実績の関係性、位置づけ



3. 本学の認証評価における取組み

1) 評価機関の選定（平成 19 年度）

認証評価機関を「大学評価・学位授与機構」に選定しました。

（大学評価・学位授与機構について）

大学評価・学位授与機構は、大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの評価を行います。大学評価基準は、11 の基準で構成されており、この基準をもとに、大学の教員等で大学の教育研究活動に知識を持っている人によるピア・レビューを中心とした評価が実施されます。

大学評価・学位授与機構は、「教育を中心とした総合評価」、「国際通用力を重視する評価」、「大学の個性伸長と自己改革を促す評価」、「社会の理解を深める評価」を行うことで大学の質を保証することを謳っており、本学の方向性と合致することから選定しました。

2) 体制の整備（平成 20 年度）

認証評価に関する組織的な対応として、「評価センター」・「評価制度課」を設置し、教学的には学長をトップとした「教育研究自己点検評価委員会」により、認証評価に対応してまいりました。

3) 自己点検の実施（平成 20 年度）

認証評価等の第三者評価は、大学が実施した自己点検の評価結果に基づいて行われます。そのため、大学の中に「自己点検・評価」という内部質保証システムを構築し、自ら気づき改善に取り組む姿勢、評価のための評価に終わらせない取組みが非常に重要であり、平成 20 年度は各部局・委員会等において取組・活動における自己点検報告書を作成しました。

4) 自己評価書の作成・提出（平成 21 年度 4～6 月）

認証評価受審の際には、評価基準毎に取組をまとめた自己評価書を提出する必要があります。本学では、部局等で自己評価書の第一次原案をまとめ、さらに原案に対する学内での意見を集約・反映させ、6 月末に大学評価・学位授与機構に自己評価書（166 ページ）を提出しました。

5) 訪問調査実施（平成 21 年度 10 月）

訪問調査は、評価機関が自己評価書を基にして対象大学の状況を調査するとともに、その調査結果を伝え、共通理解を図ることが目的です。実施内容は評価委員により行われる大学関係者（責任者）との面談、大学の一般教員・支援スタッフ等との面談、学生・卒業（修了）生との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等であり、本学では 10 月 1、2 日の 2 日間で実施しました。

4. 今後のスケジュール

平成 22 年 1 月下旬に大学評価・学位授与機構より評価結果（案）が通知され、異議申立て手続き期間を経て 3 月に評価結果が確定し、その後公表する予定です。

(参考)

○平成 21 年度認証評価スケジュール

4 月	第 1 回教育研究自己点検評価委員会	・自己評価書第一次原案提出
5 月	第 2 回教育研究自己点検評価委員会	・自己評価書（案）提出
	第 2 回経営方針会議	
6 月	第 3 回教育研究審議会	・自己評価書最終（案）提出
	第 3 回合同調整会議（大学評価本部）	
	第 2 回経営審議会	
6 月 30 日	大学評価・学位授与機構に自己評価書提出	
7 月～9 月	書面調査（評価機関より自己評価書に関する質問等が書面で行われる）	
10 月 1、2 日	評価機関による訪問調査	
H22.1 月下旬	評価機関より評価結果（案）の通知	
H22.2 月	評価結果（案）に対しての異議申立て手続き期間	
H22.3 月	評価結果の確定及び公表	

○認証評価に関する法規

地方独立行政法人法 第 79 条

評価委員会が公立大学法人について第 30 条第一項の評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 109 条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

学校教育法 第 109 条

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りではない。

3～4 略